

特定子ども・子育て支援施設等

指導監査基準（2026年6月3日適用）

町田市地域福祉部

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	昭和22年3月29日法律第26号「学校教育法」	学校教育法
3	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
4	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
5	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
6	令和元年11月27日府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号通知「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」	府子本第689号通知

目 次

1 設置に関する基準	1
2 運営に関する基準	
(1) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1
(2) 利用料及び特定費用の額の受領	1
(3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1
(4) 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	2
(5) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	2
(6) 秘密保持等	3
(7) 記録の整備	3
(8) 電磁的記録等	4

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 設置に関する基準	特定子ども・子育て支援提供者は、支援法第58条の4に定める基準を遵守しなければならない。	1 設置に関する基準を満たしていない。	(1) 支援法第58条の4 (2) 学校教育法第3条 (3) 支援法施行規則第1条、第1条の2、第1条の3、第1条の4 (4) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項	(1) 設置に関する基準を満たしていない。 (2) 設置に関する基準を一部満たしていない。	C B
2 運営に関する基準					
(1) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 運営基準第54条	(1) 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 記録された内容が不十分である。	C B
(2) 利用料及び特定費用の額の受領	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	1 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の支払を受けているか。 2 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	(1) 運営基準第55条第1項 (1) 運営基準第55条第1項、第57条	(1) 保護者から、利用料の支払を受けていない。 (2) 利用料の受領が不十分である。 (3) 利用料が契約により定められていない。	C B C
(3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	3 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条第1項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	3 あらかじめ、支払を求める金額の使途及び額並びに理由について書面により明らかにしているか。また、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 運営基準第55条第2項	(1) 保護者から、利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けていない。 (2) 利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の受領が不十分である。 (1) 求める事項を書面により明らかにしていない。 (2) 支払を求める書面の記載内容が不十分である。 (3) 保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。	C B C
	1 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、運営基準第55条第2項に規定する費用の支払いのみを受ける場合は、この限りではない。	1 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付しているか。	(1) 運営基準第56条第1項	(1) 支払をした保護者に対し、領収証を交付していない。 (2) 領収証の交付が不十分である。 (3) 領収証に利用料の額と特定費用の額とを区分して記載していない。	C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、運営基準第55条第2項に規定する費用の支払いのみを受ける場合は、この限りではない。</p> <p>3 運営基準第56条第1項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p> <p>4 支援法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、令和4年4月1日以後、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は支援法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。</p>	<p>2 利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付しているか。</p> <p>3 施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。</p> <p>4 市町村及び施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、施設等利用費の額を通知しているか。</p>	<p>(1) 運営基準第56条第1項、第57条</p> <p>(1) 運営基準第56条第2項</p> <p>(1) 運営基準第56条第2項、第57条、附則(令和4年3月31日内閣府令第25号)</p> <p>(1) 運営基準第58条</p> <p>(1) 運営基準第59条</p>	<p>(1) 支払をした保護者に対し、領収証を交付していない。</p> <p>(2) 領収証の交付が不十分である。</p> <p>(3) 領収証に利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載していない。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付が不十分である。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付及び施設等利用費の額を通知していない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付及び施設等利用費の額の通知が不十分である。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援提供証明書及び施設等利用費の額の通知の記載内容が不十分である。</p> <p>(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を支給に係る市町村に通知していない。</p> <p>(1) 国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
(4) 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。</p>	<p>1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しているか。</p>	<p>(1) 運営基準第58条</p>	<p>(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を支給に係る市町村に通知していない。</p>	<p>C</p>
(5) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていない</p>	<p>(1) 運営基準第59条</p>	<p>(1) 国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしている。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 施設若しくは事業所の職員及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	(1) 運営基準第60条第1項	(1) 正当な理由なく、子ども又はその家族の秘密を漏らしている。	C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1) 運営基準第60条第2項	(1) 職員であった者が、正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 (2) 子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置が不十分である。	C B
	3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	3 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	(1) 運営基準第60条第3項	(1) 子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ていない。	C
(7) 記録の整備	1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ①職員に関する記録の例 ・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等 ・各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり(または適正に)配置されていることがわかる書類 ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等 ・社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険等)への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制がわかる書類 ・職員の健康診断の実施状況が分かる書類 ②設備に関する記録の例 ・施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類 ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類 ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類 ③会計に関する記録の例 ・適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めているか ・各会計年度に作成すべき計算書類(収支計算書、損益計算書、貸借対照表等) ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿	1 職員に関する諸記録を整備しているか。	(1) 運営基準第61条第1項 (2) 府子本第689号通知(別添1)	(1) 職員に関する諸記録を整備していない。	C
		2 設備に関する諸記録を整備しているか。	(1) 運営基準第61条第1項 (2) 府子本第689号通知(別添1)	(1) 設備に関する諸記録を整備していない。 (2) 設備に関する諸記録が不十分である。	C B
		3 会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 運営基準第61条第1項 (2) 府子本第689号通知(別添1)	(1) 会計に関する諸記録を整備していない。 (2) 会計に関する諸記録が不十分である。	C B
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び運営基準58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	4 特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、5年間保存しているか。	(1) 運営基準第61条第2項	(1) 記録を整備していない。 (2) 記録が不十分である。 (3) 記録を5年間保存していない。	C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 電磁的記録等	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、運営基準の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うことが規定されているものについては、当該粗面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は運営基準の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて運営基準62条第4項で定めるところにより利用申込者の承諾を得なければならない。 (1) 電磁的方法のうち施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法</p> <p>3 2の承諾を得た特定子ども・子育て支援提供者は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、1に規定する記載事項の提供方法を電磁的方法によってしてはならない。ただし当該利用申込者が再び2の規定による承諾をした場合がこの限りでない。</p> <p>※ 1～3は運営基準の規定による書面等による同意の取得について準用する。(運営基準第62条第6項)</p>	<p>1 電磁的方法及び内容について、文書または電磁的方法で同意を得ているか。</p> <p>2 文書にて書面等の交付及び説明を行っているか。</p>	<p>(1) 運営基準第62条第1項</p> <p>(1) 運営基準第62条第2項～第4項</p> <p>(1) 運営基準第62条第5項</p>	<p>(1) 電磁的方法の種類及び内容を施設等利用給付認定保護者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったにも関わらず重要事項を電磁的方法により提供している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>